

◎新潟県告示第575号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年5月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 県道 三条下田線
- 2 供用開始の区間
三条市神明町1666番3から同市神明町12番まで
- 3 供用開始の期日 令和7年5月16日